

広報

令和3年
1月22日号

No. 556

ふな がた

イラストの市町村はどこでしょう ～山形県の市町村～

「泣いた赤おに」や「りゅうの目のなみだ」などの童話で有名な童話作家、浜田広介氏の出身地でもあります。



答えは最後のページにあります。

お知らせ版

マイナンバーカードの交付および交付申請のための 延長窓口を開設します

町では、平日の開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分)にマイナンバーカードの交付申請や受け取りができない方のため、毎週木曜日に延長窓口を開設します。

▼開設日時／1月28日、2月4日、18日、25日、3月4日、11日、18日、25日
午後8時まで

▼開設場所／舟形町住民税務課①番窓口

▼必要なもの／マイナンバーカードの交付申請の方

- ・個人番号カード交付申請書
- ・本人確認書類(有効期限内のもの)
1種類で確認できるもの：運転免許証、旅券、在留カードなど
2種類必要なもの：健康保険証、医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、申請者名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類など

※マイナンバーカードの受け取りの方は、交付案内ハガキに必要な書類が明記されていますので、ご確認ください。

▼注意点／本人確認に必要な書類が足りない場合は、申請受付できないことがありますので、事前に問い合わせください。

▼問い合わせ／舟形町住民税務課住民係 ☎(32) 0211



児童手当の支払通知書について

2月9日は児童手当の支給日です。支払通知書をご自宅に送付しますのでご確認ください。

住所や氏名、振込口座が変わるなど、変更事項が発生した場合は手続きが必要ですのでご連絡ください。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32) 0655

支給日

2月9日
(火)



福祉係からのお知らせ

各種手当について住所や氏名、振込口座が変わるなど変更事項が発生した場合は、窓口での手続きが必要です。

◇児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援するため、中学校修了までの子どもを養育する方を対象に支給されます。※所得制限があります。

- ▼**支払額**／
- ・ 3歳未満：15,000 円/月
 - ・ 3歳～小学校終了前：10,000 円/月（第3子以降は15,000 円/月）
 - ・ 中学生：10,000 円/月

▼**支払日**／ 6、10、2月の各9日（支給日が土日祝の場合はその直前の休日でない日）

▼**手続き**／ 出生・他の市区町村からの転入・氏名住所変更・支払口座の変更・公務員になられた場合等は福祉係窓口で手続きが必要です。※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

▼**持ち物**／ 健康保険被保険者証、請求者名義の通帳、個人番号のわかるものなど

◇児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）が健やかに育成されるように、児童の養育者に支給されます。※所得制限があります。

- ▼**支払額**／
- ・ 全額支給：43,160 円/月
 - ・ 一部支給：10,180～43,150 円/月
- 第2子、3子がいる方は加算があります。

▼**支払日**／ 奇数月の11日（土日祝日の場合は、その直前の休日ではない日）

▼**手続き**／

- ・ 新規申請、他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更等の場合は福祉係窓口で手続きが必要です。

・ 申請者名義の通帳、個人番号のわかるもの、戸籍謄本など必要書類があります。

- ▼**注意点**／
- ・ 婚姻を解消していても、父または母の配偶者に養育されている場合などは支給対象外です。
 - ・ **変更事項が発生した場合にはお早目にご連絡ください。**
※手当の返還を求められる場合があります。
 - ・ 受給者または児童が公的年金給付等（老齢福祉年金、遺族補償など）を受給している場合、その額により全部または一部が制限されます。

◇特別児童扶養手当

20歳未満の精神や身体に障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給されます。※所得制限があります。

- ▼**支払額**／
- ・ 1級：52,500 円/月
 - ・ 2級：34,970 円/月

▼**支払日**／ 4、8、11月の各11日（支給日が土日祝の場合はその直前の休日でない日）

▼**手続き**／

- ・ 新規申請、他の市区町村からの転入、氏名住所変更、支払口座の変更等の場合は福祉係窓口で手続きが必要です。

・ 請求者名義の通帳、診断書、個人番号のわかるものなど必要書類があります。

▼**注意点**／ 提出された診断書をもとに、県が障がい審査を行います。

入居者募集



■町営住宅舟形団地

▼募集/1戸(町営住宅舟形団地1号棟【4階】)

▼入居資格/次のすべてに該当する方

- ①住宅に困窮している方
- ②年間給与所得等から各種控除額を差引いた額の12分の1が15.8万円以下の方
- ③税および公共料金の滞納がない方
- ④申込者および同居者が暴力団員でない方

▼家賃/12,500円～(所得などにより変動有)

▼敷金/家賃の3ヵ月分

▼規模および構造/和室3室・台所・便所・風呂・洗面所

▼持込用品/ガスレンジ・照明器具など

■子育て支援住宅

▼募集/2戸(ハイムひだまりⅢ)

▼入居資格/次のすべての要件に該当する方

- ①夫婦で小学生までのお子さんがいる世帯、または出産予定の世帯
- ②税および公共料金等の滞納がない方
- ③入居後に町内会組織などの地域活動へ積極的に参加する意志がある世帯
- ④入居時に賃貸保証会社と賃貸保証の契約を自己負担で締結できる方
- ⑤申込者および同居者が暴力団員でない方

※居期限付き入居…お子さん(2名以上は下の子)が12歳に達する年度末まで

▼家賃/同居する小学生までのお子さんの数により

0人/40,000円 1人/35,000円 2人以上/30,000円

※角部屋は3,000円増となります

▼敷金/家賃の2ヵ月分

▼規模および構造/3LDKメゾネットタイプ(屋外に物置有)

▼切/2月5日(金)

▼選考方法/申込者の内容を審査の上、入居者選定委員会の意見を聞いて選考します。

子育て支援住宅については申込者が募集戸数を超える場合は、公開抽選により決定します。

▼申込み方法/指定用紙に記入のうえ申込みください。

※指定用紙は地域整備課農村整備係に準備しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ/舟形町地域整備課農村整備係 ☎(32) 0915

主催 山形ウェディング協会

県内在住で結婚式を挙げていないお二人に、ご夫婦が希望する挙式をプレゼントします。

山形のみなさんにそして未来の子どもたちに結婚の素晴らしさを伝えたい。

新しい家族の誕生は、山形への豊かさへとつながります。

いい結婚式がいい家族を創り、いい家族がいい社会を創ります。

結婚式を通して結婚の素晴らしさを共有し、家族への感謝の気持ちを伝えていく事を目的とします。

▼切/3月31日(水)

▼申込み・問い合わせ/山形ウェディング協議会事務局 ☎ 023 (672) 0330



にこにこ通信

令和3年1月 発行 第153号

舟形町子育て支援センターみらい
(ほほえみ保育園内)
☎ (32) 2120



支援センターは、月～金曜日に開館しています。
利用時間 午前9時30分～11時30分 午後3時～4時30分



こころとからだ！すくすく大きくな～れ



♡すいみん情報No1 ～就学前の睡眠の基礎知識～

お子さんは、よく眠れていますか。子どもの睡眠は、脳の発達と密接に関連し、発達や年齢に応じて必要とされる睡眠時間も異なります。一般的に、新生児は1日16時間以上眠って過ごします。1～3歳児は、11～12時間程度の睡眠で、昼寝は1.5～3時間程度です。3～6歳になると10～11時間の睡眠で昼寝の時間は減少していきます。未就学の時期からの「早起き・早寝」という基本的な生活習慣を身につける事は、就学に向けてとても大切です。また、生活リズムを整え、良好な睡眠を確保する事が、子どもの健やかな発育発達には欠かせません。



～こんな活動をしています～



♡おはなし広場

<絵本の紹介> 作：アリスン・マギー
訳：なかがわ ちひろ

『ちいさなあなたへ』(主婦の友)

親でいることの喜び、不安、切なさ、わが子への思いをシンプルな言葉でつづった翻訳絵本です。ニューヨークタイムズのベストセラーとなり、20言語以上で翻訳され世界中で愛されている絵本です。日本で出版されてから10年ほど経ちましたが、多くの方に読まれている絵本です。

センターにありますので、どうぞご覧ください。



♡あそびの広場

手作りおもちゃを作ってみよう『くるくる鬼～！』

<材 料>・紙皿(18cm程度)・はさみ・マジック

<作り方>

- ①紙皿を図のように等間隔に16ヵ所を切る。切り込みは4cm程度。
- ②切った部分を斜めに同じ方向に折る。
- ③折った部分の2つを角(つ)にし、三角に切る。
- ④マジックで鬼の顔を書く。

<遊び方>

真上から息を吹きかけると、くるくる回ります。回り具合は、切り込みで調整します。
※鬼は、子どもにとって怖いものですが、くるくる回して、面白さも味わうことができます。お片づけは、ひもを付けるとインテリアの一部にもなります。もうすぐ、節分がやってきます。飾った鬼に豆まきもできそうです。



❗ ふれあい育児の広場や各種健診の時には、休館になります。



竹とんぼ、まわせるかなあ？

第9回ふれあい育児の広場は、「昔のおもちゃで遊ぼう」でした。万華鏡を作ったり、竹手作りおもちゃで遊んだり昔遊びを体験し、楽しい時間をすごしました。

表紙の答え「高島町」